

○三股町産業振興会議設置規則

(令和8年3月23日規則第5号)

(設置)

第1条 三股町中小企業・小規模企業振興基本条例（以下「条例」という。）に基づいて、中小企業及び小規模企業（以下「中小企業等」という。）の実態を把握し、中小企業等の振興に関する施策の方針を協働で検討するため三股町産業振興会議（以下「振興会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 振興会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 中小企業等の実態把握及び振興施策に関する意見交換に関すること。
- (2) 町及び関係機関への提言に関すること。
- (3) 町及び関係機関との連携の推進に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、振興施策に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員は、条例第2条第1項に掲げるものに属する者及び町職員のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任することを妨げない。

(オブザーバーの設置)

第4条 振興会議に知識及び経験を有するオブザーバーを設置することができる。

(会長及び副会長)

第5条 振興会議に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、振興会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 振興会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議は、会長がその議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 振興会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(実務責任者会議)

第7条 振興会議に、実務責任者会議を置くことができる。

- 2 実務責任者会議は、会長が招集する。
- 3 実務責任者会議は、振興会議の構成団体の実務責任者の出席により開催し、運営面における実務的な協議、振興施策に関する分析、企画及び調整並びに事例報告及び情報交換を行う。
- 4 実務責任者は、会長が指名する。
- 5 実務責任者に委員長を置き、実務責任者会議のうちから会長が指名する。
- 6 前条第2項及び第5項の規定は、実務責任者会議の会議について準用する。この場合において、前条第2項中「会長」とあるのは「委員長」と、同条第5項中「振興会議」とあるのは「実務責任者会議」と、「委員」とあるのは「実務責任者」と読み替えるものとする。

(事務局)

第8条 振興会議の事務局は、企画商工課に置く。

- 2 事務局は、必要に応じて、その事務の全部又は一部を外部に委託することができる。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、振興会議の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。